

岡崎市に対するサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る
市区町村意見聴取申請書について

サービス付き高齢者向け住宅整備事業については、地元市区町村に意見聴取を行い、地元市区町村のまちづくりに支障を及ぼさないと認められるものであることが事業の要件として定められており、本市で当該事業を実施する際には、市区町村意見聴取申請書を本市に提出し、本市の意見聴取を行う必要があります。

その申請については、以下のとおり本市と協議し、及び申請をしてください。

1 協議

「岡崎市 サービス付き高齢者向け住宅登録の流れ 事前協議」の段階で本市と協議してください。

その際、「5 サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取手続きについて」の岡崎市が意見を述べる際の観点を踏まえた協議をお願いします。また、医療機関及び介護サービスを実施する事業所並びに地域との連携体制、方法等については、関係者と協議を行った上で市と協議してください。

2 事前審査

「岡崎市 サービス付き高齢者向け住宅登録の流れ 事前審査」と同時に「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村意見聴取申請書」についても事前審査として申請書類一式を提出してください。申請書類については、「4 申請書類」をご確認ください。

3 登録申請

「岡崎市 サービス付き高齢者向け住宅登録の流れ 登録申請」と同時に「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村意見聴取申請書」の申請書類一式を提出してください。

4 申請書類

書類名	備考
サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村意見聴取申請書	サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局のホームページより様式をダウンロードしてください。
公共交通機関へのアクセス等の立地及びまちづくりとの整合がわかる位置図又は付近見取図	サービス付き高齢者向住宅と鉄道駅、バス停の相互の位置、距離やサービス付き高齢者向け住宅の用途地域、土砂災害警戒区域等に立地していないかがわかるよう記載してください。
医療機関及び介護事業所並びに地域との連携体制、方法等を記載した書類	登録申請書に記載する高齢者居宅生活支援事業以外の施設、地域との連携、協力についても可能な範囲で記載してください。
サービス付き高齢者向住宅と連携する医療機関や介護事業所の相互の位置がわかる図面	上記の医療機関及び介護事業所並びに地域との連携体制を踏まえて作成してください。
医療機関や介護事業所との連携に係る協定書等	協定書、覚書等を添付してください。
その他公共交通機関へのアクセス等の立地及び医療・介護サービスとの連携について市長が必要と認める書類	事前協議等を通して必要と認めた書類を添付してください。

5 意見を述べる際の観点

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取手続きについて、岡崎市が意見を述べる際の観点は、以下のとおりです。

(1) 公共交通機関へのアクセス等の立地

高齢者が公共交通機関を利用しやすい立地であるかどうか。

＜公共交通機関を利用しやすい立地の基本的な考え方＞

- ・最寄りの鉄道駅まで750m 圏内
- ・最寄りのバス停まで300m 圏内

(2) 医療・介護サービスとの連携

入居者の求めに応じて医療・介護サービスが提供されるかどうか。

＜入居者の求めに応じて医療・介護サービスが提供される体制の基本的な考え方＞

- ・併設された医療機関・介護事業所により医療・介護サービスが提供される。
- ・協定の締結等を通じて医療機関・介護事業所より医療・介護サービスが提供される。
- ・入居者が必要とするサービスを提供できる医療・介護サービス事業所が地域に存在する。
- ・入居者へ近隣の医療・介護サービス事業所について広く情報提供を行うとともに、特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由が確保されている。

(3) まちづくりとの整合

本市まちづくりと整合した立地であり、高齢者に望ましい立地であるかどうか。

＜本市まちづくりと整合した立地であり、高齢者に望ましい立地の基本的な考え方＞

- ・市街化区域に立地する計画
- ・土砂災害警戒区域等に立地しない計画